

掛川市告示第17号

掛川市子ども医療費助成要綱（平成17年掛川市告示第22号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月11日

掛川市長 松 井 三 郎

第4条第4号中「第21条の9の規定による療育の給付又は同法第21条の9の2の規定による医療の給付」を「第19条の2第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条の規定による療育の給付又は同法第24条の20第1項の規定による障害児入所医療費の支給」に、「同法第56条第2項の規定により徴収する額（同法第50条第5号に掲げる費用に係るものに限る。）及び同法第56条第5項の規定により医療の給付を行う医療機関に支払う額（医療の給付に要する費用に係るものに限る。）」を「同法第19条の2第2項各号及び第24条の20第2項各号の控除する額並びに同法第56条第2項の規定により徴収する額（同法第50条第5号に掲げる費用に係るものに限る。）」に改め、同条第7号を次のように改める。

（7）難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定による
特定医療費の支給を受ける場合 同法第5条第2項各号の控除する額

第4条第8号中「又は」を「若しくは」に、「入院した」を「入院し、又は同法第37条の2第1項の結核患者の医療を受ける」に改め、「同法第37条第2項」の次に「又は第37条の2第1項」を加え、同条に次の1号を加える。

（9）肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年3月31日付け厚生労働省健発第0331001号厚生労働省健康局長通知。以下「実施要綱」という。）第3のインターフェロン治療を受ける場合 実施要綱第6の2の(2)に規定する対象者が負担する額

第8条第3項及び第6項中「第8号まで」を「第9号まで」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱の規定は、平成27年1月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例

による。